



平成26年5月14日

各 位

会社名 住友商事株式会社
代表者名 取締役社長 中村邦晴
(コード番号 8053 東証第1部)
問合せ先 広報部長 新森 健之
(Tel : 03-5166-3100)

ストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、平成26年5月14日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役、執行役員及び当社資格制度における理事に対し、ストックオプションとしての新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすること等につき決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 募集新株予約権を引き受ける者を募集する理由

当社の取締役、執行役員及び従業員の意欲や士気を高め、一層の収益拡大と体质強化を図ることを目的として募集するものであります。

2. 募集新株予約権の名称

住友商事株式会社 第13回新株予約権

3. 募集新株予約権の総数

2,020個を上限とする。このうち、取締役に割り当てる募集新株予約権の個数は530個を上限とする。

(募集新株予約権1個につき、当社普通株式100株。ただし、4.に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

なお、上記総数は、割当予定数であり、引き受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる募集新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる募集新株予約権の総数をもって発行する募集新株予約権の総数とする。

4. 募集新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式202,000株を上限とする。このうち、取締役に割り当てる募集新株予約権の総株式数は、53,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整する。

ただし、かかる調整は、本件募集新株予約権のうち、当該時点で行使されていない募集新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

5. 募集新株予約権と引換えに金銭を払い込むことの要否

募集新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

6. 募集新株予約権の発行日

平成26年8月1日（以下「割当日」という。）

7. 募集新株予約権の割り当てを受ける者

当社の取締役（会長及び社外取締役を除く）、執行役員及び当社資格制度における理事 計95名に割り当てる。

8. 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

募集新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に当該新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、募集新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社株式普通取引の平均終値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が募集新株予約権の割当日の終値（割当日が取引の休日の場合、及び割当日に取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、募集新株予約権の割当日の終値とする。

なお、当社が時価を下回る金額で新株を発行する場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げる。

ただし、募集新株予約権の行使及び公正な発行価額による公募増資の場合は、この限りではない。

$$\begin{aligned} \text{調整後行使価額} &= \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{既発行株式数}} \times \frac{\text{既発行株式数} \times 1\text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}} \\ &\quad + \frac{\text{新規発行による増加株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}} \end{aligned}$$

また、当社が株式の分割又は併合を行う場合、行使価額を分割又は併合の比率に応じて比例的に調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げる。

上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で適切に調整する。

9. 行使期間

平成27年4月1日から平成31年6月30日まで

10. 行使条件

- ① 募集新株予約権者は、権利行使時においても当社の取締役、執行役員又は当社資格制度に基づく理事であることを要する。
- ② 募集新株予約権者は、次のいずれかに該当する事由が生じた場合、9. に定める権利行使期間満了前といえども、直ちに募集新株予約権を行使する資格を喪失し、当該募集新株予約権は消滅する。
 - (i) 募集新株予約権者が、禁錮以上の刑に処せられた場合
 - (ii) 死亡した場合
 - (iii) 募集新株予約権者が、当社所定の書面により募集新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合
- ③ 募集新株予約権の譲渡、質入れその他の担保設定及び相続は認めない。
- ④ 募集新株予約権の行使は、割り当てられた募集新株予約権を整数個の単位で行使するものとする。

11. 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- ② 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

12. 譲渡による募集新株予約権の取得の制限

譲渡による募集新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要する。

13. 募集新株予約権の取得条項

募集新株予約権者が、上記10. ①の条件を満たさなくなった場合、または上記10. ②のいずれかに該当する事由が生じた場合、その他理由のいかんを問わず権利を行使することができなくなった場合、当該募集新株予約権について、当社はこれを無償で取得することができる。

14. 組織再編等に伴う取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（これらを総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権（以下「残存

新株予約権」という。) の募集新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の募集新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は募集新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の募集新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の募集新株予約権の数

残存新株予約権の募集新株予約権者が保有する募集新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 募集新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 募集新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 4. に準じて決定する。

④ 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 8. に準じて決定する。

⑤ 募集新株予約権を行使することができる期間

上記 9. に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記 9. に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記 11. に準じて決定する。

⑦ 譲渡による募集新株予約権の取得の制限

譲渡による募集新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑧ 募集新株予約権の取得条項

上記 13. に準じて決定する。

⑨ その他の募集新株予約権の行使の条件

上記 10. に準じて決定する。

15. 募集新株予約権証券

当社は募集新株予約権者の請求あるときに限り、募集新株予約権証券を発行する。

16. 募集新株予約権の行使による払込取扱銀行

株式会社三井住友銀行 東京営業部

東京都千代田区丸の内1丁目1番2号

17. 行使請求受付場所

住友商事株式会社

東京都中央区晴海1丁目8番11号

18. 一単元の株式の数

100株

以上